

令和 7 年度 地域資源映像化補助金

第 1 回公募要綱

一般財団法人さっぽろ産業振興財団
プロジェクト推進部 クリエイティブ産業振興課

目次

- 1 本補助金の目的と対象コンテンツの定義
- 2 申請から補助金支払いまでの流れ
- 3 補助対象事業の要件
- 4 補助対象者の要件
- 5 補助対象期間
- 6 補助対象経費
- 7 審査基準と補助金交付額決定基準
- 8 申請においての必須提出書類
- 9 公募・審査スケジュール
- 10 注意事項
- 11 公募期間と提出・問い合わせ先

01

本補助金の目的と対象コンテンツの定義

目的

札幌が舞台や話題の中心となる実写による映画・ドラマ・ドキュメンタリー等（以下「実写映像コンテンツ」という。）の制作に係る経費の一部を補助し、制作された実写映像コンテンツを活用して札幌市の観光誘客、移住定住、シティプロモーション、ブランディングに繋げることのみならず、札幌市のコンテンツ産業及びコンテンツを通じた産業の発展に向けた取り組みを推進し、市内コンテンツ産業の活性化に繋げることを目的としています。

定義

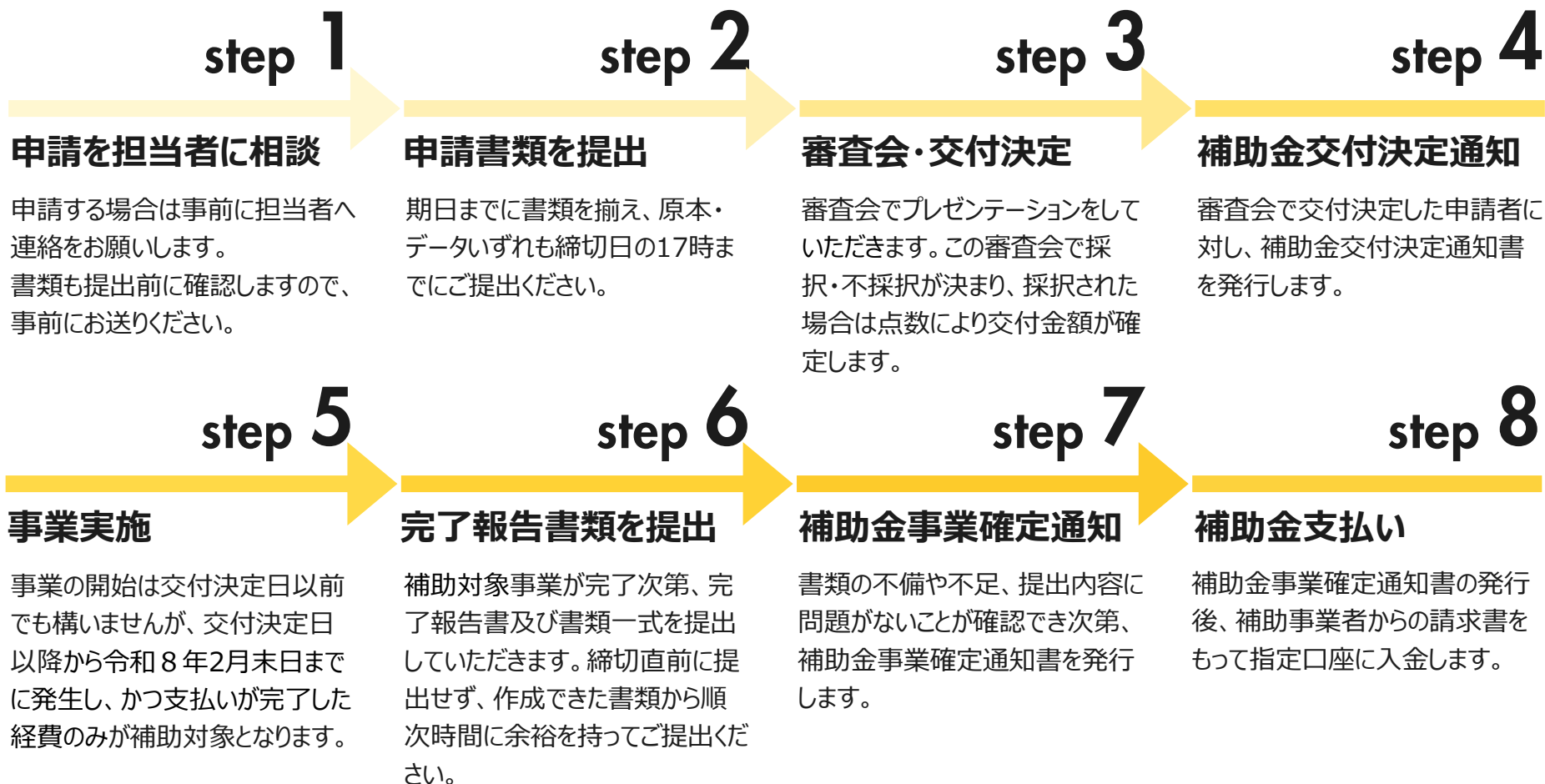
本補助金で定める実写映像コンテンツは、映像媒体で保存され、放映・上映・配信される次に掲げるものとしています。

- (1) 映画
- (2) ドラマ
- (3) ドキュメンタリー
- (4) その他財団理事長（以下「理事長」という。）が認めるコンテンツ形式

02

申請から補助金支払いまでの流れ

申請から補助金支払いまでの流れは以下のとおりです。



03

補助対象事業の要件

補助の対象となる事業は、下記のすべてを満たしている必要があります。

01

実写映像コンテンツの撮影、編集等の制作業務が行われるもので、札幌市に経済効果やPR効果をもたらし、札幌市のコンテンツ産業の発展に資すると理事長が認めるもの。

02

制作する実写映像コンテンツが下記の要件をすべて満たしているもの。

- ・ 札幌市内で7日間以上撮影が行われるもの。
- ・ 完成した作品の実尺が60分以上であるもの。
- ・ 札幌映像撮影コーディネーター認定者をコーディネーター業務に従事させているもの。

03

制作する実写映像コンテンツが、広く一般にテレビ・映画館・インターネット配信プラットフォーム等の媒体で放映・上映・配信が決定しているもの。

04

補助対象者の要件

補助対象者として申請をするには、下記のいずれかである必要があります。

01

日本の法令に基づき設置された法人格を有する企業、団体等。

02

法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体。

- ・ 定款に類する規約等を有し、その中で下記の3項目について明記されていること。
- ・ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
- ・ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ・ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

前項の規定にかかわらず、**下記のいずれかに該当する団体は補助対象者としません。**

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他使用人等として使用しているもの。
- ・ 会社更生法、民事再生法等に基づき再生又は更生手続きを行っているもの。
- ・ 申請時において、納付すべき税金を滞納しているもの。
- ・ 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく、参加停止措置を受けているもの。
- ・ 各種法令等に違反している者、行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者、特定の政治、思想又は宗教の活動を行うもの。
- ・ その他理事長が適当でないと認めるもの。

05

補助対象期間

補助金交付決定通知日 ～ 令和8年2月28日（土）

補助金対象事業として採択された申請者には、審査会後に**補助金交付決定通知書**が発行されます。補助対象経費はこの**書面上の補助金交付決定通知日を開始日**とし、**令和8年2月28日（土）まで**を補助対象期間とします。

例

補助
対象
期間
開始

補助対象期間

補助
対象
期間
終了令和7年7月18日（金）
審査会で採択令和7年7月22日（火）
補助金交付決定通知書発行

事業実行

令和8年2月28日（土）
補助対象期間期日

06

補助対象経費

下記に該当する経費を補助対象とします。**補助金交付決定通知日から令和8年2月末日までを補助対象期間**とし、その期間内に発生し、かつ支払いが完了した経費が補助対象です。詳細は別紙1を参照してください。

費目	内容	算定基準
施設使用料・許可手数料	札幌市所有・所管施設（貸施設・公園等）	全額
	上記以外の施設・道路使用許可申請等	1 / 2
人件費	札幌映像撮影コーディネーター認定者	全額
	監督、演出、カメラマン、照明技師、録音技師、助手、デザイナー、ヘアメイク、スタイリスト、ロケーションコーディネーター、警備員、ドライバー、編集者、CG技術者、アニメーション制作者、音楽家等の映像制作関係者、その他映像コンテンツの制作・編集に関わる人員への経費	1 / 2
謝礼費	出演者、出演エキストラ、声優等 1人1日 上限50,000円	1 / 2
機材費	機材等レンタル費	1 / 2
車両費	ロケバス・劇用車・制作車・運搬車両等のレンタル費、タクシー代等	1 / 2
宿泊費	映像制作関係者の宿泊費 1人1泊 上限15,000円	1 / 2
札幌市内への往復旅費	理事長が必要と認める区間の航空賃（国内線） 1人片道 上限30,000円 理事長が必要と認める区間の航空賃（国際線） 1人片道 上限150,000円 理事長が必要と認める区間の航空賃以外の旅費（電車代等） 1人片道 上限30,000円	1 / 2
その他経費	(1) 撮影の為に使用した車両の燃料代・駐車代・高速代 (2) 撮影等に必要セットや足場の制作費 (3) 撮影等に係る保険料 (4) 撮影等で使用したインサート素材費 (5) 撮影で使用した美術レンタル費 (6) 撮影で使用した衣装レンタル費 (7) 撮影された映像内で使用するライブラリー映像使用料 (8) 出演したエキストラへのノベルティ制作費 (9) 劇用犬やその他動物等の出演料 (10) 撮影等に係る除雪費用 (11) その他理事長が必要と認める費用	1 / 2

審査基準と補助金交付額決定基準

下記を審査基準として審査会での合計点から補助金交付額を決定します。点数ごとの金額は下記です。

すべての委員が75点以上の採点をしたもの：1件当たり1,000万円

すべての委員が65点以上の採点をしたもの：1件当たり800万円

すべての委員が採点した点数の合計が、その審査委員会においての満点のうち6割以上の点数となったもの：1件当たり500万円

項目		審査のポイント	配点
①	コンテンツ	①コンテンツ力（コンテンツの質） 多くのの人に見られる魅力的なコンテンツの内容であると感じるか。 コンテンツのクオリティを担保する座組みが組まれているか。（キャスト、スタッフ、制作会社、過去の制作実績）	35点
		②拡散力（コンテンツの露出） 多くのの人に見られるための手段をとっているか。視聴に結びつけるための工夫や宣伝手法を予定しているか。	
②	市内産業への寄与	①市内映像産業への寄与力(市内の人材と企業の活用) 市内の人材や企業を映像制作に積極的に参加させ、育成や映像制作の知見向上に寄与する計画になっているか。	35点
		②地域への還元力（直接経済効果） ロケハンやロケなどのスタッフ滞在、市内企業への発注など市内消費が高いものか。	
③	シティプロモーション	①ポテンシャル 札幌のシティプロモーションとして活用できる素材がコンテンツの中に描かれており、札幌市と親和性の高いコンテンツになっているか。コンテンツには描かれていないが、その周辺にシティプロモートとして活用できる要素を置こうとしているか。	25点
		②展開への期待度 札幌市のシティプロモーションに対して積極的であるか。また、札幌市への協力に対し、内部でコンセンサスをとっているか。提供可能な素材やシティプロモーションに対する協力の内容が魅力的かつ期待感のあるものか。	
④	事業実行能力	①事業の遂行に重大な懸念を感じさせるものがないか。	5点
		②収支計画や見積りに妥当性があり、ビジネスモデルが成立しているか。	

申請においての必須提出書類

令和7年7月2日（水）17:00までに書類をすべて揃え、追跡可能な方法での郵送、又は当財団まで持参し、原本一式とそのデーター式をメールで提出してください。書類に不備・不足があった場合は提出を受け付けませんが、提出後に軽微な不備・不足が発覚し、公募期間内に訂正可能な場合は再提出を受け付けます。様式が指定されている書類については、右記ページからダウンロードの上必ず今年度の様式を使用してください。（<https://www.screensapporo.jp/project/13735>）

様式	該当書類
様式指定	① 様式1 対象事業指定申請書
	② 様式2 誓約書兼同意書
	③ 様式3 補助対象経費内訳書
自由様式	④ 事業全体の収支計画書
	⑤ 制作・編集スケジュール
	⑥ 従事予定の制作スタッフ一覧
	⑦ 作品の企画書
原本のスキャンが必要な書類	⑧ 申請者の定款又はこれに類する規約
原本が必要な書類	⑨ 市区町村税及び消費税・地方消費税に未納がないことを証明する納税証明書（いずれも発行から3か月以内のもの）

09

公募・審査スケジュール

公募期間

令和7年6月3日（火）～ 7月2日（水）17:00 締切

締切までに書類をすべて揃え、追跡可能な方法での郵送、又は当財団まで持参し、原本一式とそのデータ一式をメールで提出してください。

書類に不備・不足があった場合は提出を受け付けませんが、提出後に軽微な不備・不足が発覚し、公募期間内に訂正可能な場合は再提出を受け付けます。

審査会開催通知

令和7年 7月3日（木）～ 7月8日（火）

この期間にすべての申請者に対し審査会の開催通知を行います。

審査会用プレゼン資料提出期間

令和7年 7月9日（水）～ 7月15日（火）

審査会開催通知を受け次第、上記期間中に審査会用プレゼンテーション資料のデータをメールにて提出してください。

上記期間外に提出されたプレゼンテーション資料の使用は認められません。

審査会開催

令和7年 7月 18日（金）

出席は3名まで可能です。プレゼンは1件につき30分間（申請事業説明後の質疑応答含む）とし、順次個別に行います。当日は事前に提出した申請書類及びプレゼン資料のみ使用可能です。当日の追加資料の提出・配布は認められません。

プレゼンで使用するPCを持参する場合は事前に申し出てください。

審査会に出席しない申請者の案件は不採択とします。リモートでの出席も認められません。

審査結果通知

令和7年 7月 22日（火）以降

上記日時以降にすべての申請者に対し審査結果を通知します。

審査の過程については公表できません。

01 申請にあたっての注意事項

この公募要綱は、公募においての要点のみを記載しています。

申請をする際は、必ず令和7年度の交付要綱及び同審査要領等、書類をよくご確認ください。

02 申請書の押印について

誓約書兼同意書のみ押印が必要です。必ず代表者印を捺印してください。

それ以外の提出書類は押印不要です。

03 企画段階の応募は不可です

本補助金は市内の映像産業振興に寄与する事業なのかという点が重視されています。

企画ピッチとは性質が異なるため、事業の実施が確定しているもののみを対象としています。

申請前に申請要件と合致するかどうか、補助金担当者に必ず確認の連絡をしてください。

04 申請スケジュールについて

申請書類は必ずスケジュールに余裕を持って提出してください。

申請前に担当者に書類作成等の相談をすることは可能ですので、早めの準備をお願いします。

05 その他

対象経費の相談や申請書の内容、作成方法、その他ご質問等お気軽にご連絡ください。

11

公募期間と提出・問い合わせ先

令和7年 6月 3日（火）～ 7月 2日（水）17:00 締切

本要綱及び各種申請書類等は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団クリエイティブ産業振興課ホームページからダウンロードできます。

（ <https://www.screensapporo.jp/project/13735> ）

提出にあたっては、期限に余裕を持って提出するようお願いいたします。

《申請書類の提出先・問い合わせ先》

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

プロジェクト推進部 クリエイティブ産業振興課 芳賀（ハガ）

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 札幌市産業振興センター 1 F

電話：011-817-5711 （平日9:00～12:00、13:00～17:00）

Mail：info@screensapporo.jp